



長野県報

3月12日(月)
平成24年
(2012年)
第2351号

目次

規 則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課) 2

告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
(健康長寿課介護支援室) 4

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し(健康長寿課介護支援室) 4

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定(健康長寿課介護支援室) 5

平成11年長野県告示第182号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る
環境基準の類型及び地域の指定)の一部改正(水大気環境課) 5

昭和50年長野県告示第97号(騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定)の一部改正(水大気環境
課) 7

昭和52年長野県告示第683号(振動規制法に基づく規制地域の指定)の一部改正(水大気環境課) 8

昭和50年長野県告示第114号(悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定)の一部改正(水大気環境課) 8

都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市計画課) 8

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 8

公 告

一般競争入札(情報統計課情報システム推進室) 8

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課) 9

一般競争入札(健康長寿課) 9

県営土地改良事業の工事の完了(3件)(農地整備課) 10

一般競争入札(2件)(建設政策課技術管理室) 11

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市計画課) 12

都市再開発法に基づく市街地再開発組合の事業計画の変更の認可(都市計画課) 13

一般競争入札(管財課) 13

一般競争入札(森林政策課) 14

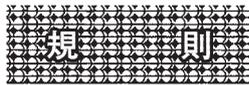
一般競争入札(生活排水課) 15

一般競争入札(企業局) 15

警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課) 16

一般競争入札(4件)(医療推進課) 17

一般競争入札(2件)(信州の木振興課) 21



長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月12日

長野県公安委員会委員長 榎山 宏

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「東北信運転免許センター及び中农信運転免許センター(以下「免許センター」という。)」を「東北信運転免許課及び中农信運転免許課」に改める。

第3条第1項中「前条第1項」の次に「及び第3項」を加え、「所にあつては、前条第3項に規定する免許センターを含むものとする。」を削る。

第16条の2第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

3 組織犯罪対策課に、暴力団排除活動並びに暴力団排除に資する資料の収集及び整理に関する事務をつかさどらせるため、暴力団排除推進室を付置する。

第22条第1項第3号中「の実施」を削り、同項第4号中「運転適性相談」を「運転適性」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 東北信運転免許課は前項各号の事務(同項第1号、第3号、第4号及び第7号の事務にあつては北信運転免許センター及び東信運転免許センターの所掌に属するものを、同項第5号の事務にあつては北信運転免許センターの所掌に属するものを除く。)を、中农信運転免許課は同項第1号及び第3号から第7号までの事務(同項第1号、第3号から第5号まで及び第7号の事務にあつては、中农信運転免許センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第22条に次の2項を加える。

3 東北信運転免許課に、第1項第1号の事務(運転免許証及び運転経歴証明書の交付並びに運転免許に係る申請及び届出の受理に関する事務に限る。)、同項第3号の事務(自動車等の運転免許試験の実施に関する事務に限る。)、同項第4号の事務(運転適性相談に関する事務に限る。)、同項第5号の事務(緊急自動車の運転資格の審査の実施に関する事務に限る。)及び同項第7号の事務(自動車等の運転免許の更新時講習に関する事務に限る。)をつかさどらせるため北信運転免許センターを、同項第1号の事務(運転免許証及び運転経歴証明書の交付並びに運転免許に係る申請及び届出の受理に関する事務に限る。)、同項第3号の事務(自動車等の運転免許試験(技能試験を除く。))の実施に関する事務に限る。、同項第4号の事務(運転適性相談に関する事務に限る。))及び同項第7号の事務(自動車等の運転免許の更新時講習に関する事務に限る。)をつかさどらせるため東信運転免許センターを付置する。

4 中农信運転免許課に、第1項第1号の事務(運転免許証及び運転経歴証明書の交付並びに運転免許に係る申請及び届出の受理に関する事務に限る。)、同項第3号の事務(自動車等の運転免許試験の実施に関する事務に限る。)、同項第4号の事務(運転適性相談に関する事務に限る。)、同項第5号の事務(緊急自動車の運転資格の審査の実施に関する事務に限る。))及び同項第7号の事務(自動車等の運転免許の更新時講習に関する事務に限る。)をつかさどらせるため、中农信運転免許センターを付置する。

第25条第1号中「及び災害警備」を削り、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 警備第二課に、災害警備並びに災害その他の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事務をつかさどらせるため、災害対策室を付置する。

第30条第2項中「、長野県中野警察署」を削り、「、長野県木曾警察署及び長野県大町警察署」を「及び長野県木曾警察署」に改める。

別表第1の刑事部の項中「情報分析係 指定・暴排係」を「情報分析係」に改め、同表の交通部の項中

運転免許本部	東北信運転免許センター 中农信運転免許センター	総務係 企画指導係(東北信運転免許センターに限る。) 指定教習所係(東北信運転免許センターに限る。) 試験係 免許係 行政処分係 講習係
--------	----------------------------	--

を

運転免許本部	東北信運転免許課	総務係 企画指導係 指定教習所係 行政処分係 講習係
	中农信運転免許課	総務係 行政処分係 講習係

に改め、同表の警備部の項中「庶務係」を「庶務係 企画係」に改める。

別表第2の9の川上村原警察官駐在所の項及び川上村秋山警察官駐在所の項を次のように改める。

川上村警察官駐在所	川上村大字原	川上村
-----------	--------	-----

別表第2の12の諏訪市上諏訪駅前交番の項中「及び茶臼山」を「、茶臼山、角間新田、金山、双葉ヶ丘、尾玉町、くるみ台及び緑ヶ丘」に改め、同12の諏訪市四賀交番の項中「角間新田、金山、双葉ヶ丘、霧ヶ峰、科の木、尾玉団地及び大見山」を「強清水」に、「大字中洲の一部」を「大字中洲の一部 赤羽根」に改める。

別表第2の13の岡谷市岡谷駅前交番の項中「間下 西林」を「内山 西林 川岸上一丁目から四丁目まで 川岸中一丁目から三丁目まで 川岸東一丁目から五丁目まで 川岸西一丁目及び二丁目 川岸」に改め、同13の岡谷市田中町交番の項を削り、同13の岡谷市中央交番の項中「神明町二丁目及び三丁目」を「神明町二丁目及び三丁目 今井」に改め、同13の岡谷市長地交番の項及び岡谷市川岸警察官駐在所の項を次のように改める。

岡谷市東部 交番	岡谷市長地 柴宮一丁目	岡谷市 長地 長地出早一丁目から三丁目まで 長地小萩一丁目から三丁目まで 長地梨久保一丁目及び二丁目 長地鎮一丁目及び二丁目 長地源一丁目及び二丁目 長地片間町一丁目及び二丁目 長地柴宮一丁目から三丁目まで 長地御所一丁目及び二丁目 長地権現町一丁目から四丁目まで 中央町二丁目 天竜町三丁目 田中町一丁目から三丁目まで 塚間町一丁目及び二丁目 湖畔一丁目から四丁目まで 若宮一丁目及び二丁目 南宮一丁目から三丁目まで 堀ノ内一丁目及び二丁目 湊一丁目から五丁目まで 湊
-------------	----------------	--

限る。)及び別表第4の免許センターの項の改正規定(東信運転免許センターに係る部分に限る。)は平成24年3月26日から施行する。

警務課

別表第2の16の松川町交番の項、松川町上片桐警察官駐在所の項及び松川町生田警察官駐在所の項を次のように改める。

松川町交番	松川町元大島	松川町
-------	--------	-----

別表第4の課等の項中「第74条の2第2項」を「第74条の3第2項」に、「第74条の2第4項」を「第74条の3第4項」に改め、同表の国際捜査室の項の次に次のように加える。

暴力団排除推進室	室長	警視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
----------	----	----	------------------

別表第4の免許センターの項を次のように改める。

東北信運転免許課 中南信運転免許課	聴聞官	警視	聴聞(意見の聴取を含む。)の主宰及び部下職員の指揮監督
	電気主任技術者	巡查又は職員	電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条第1項に規定する職務
北信運転免許センター	センター長	警部又は職員	センターの事務の掌理及び部下職員の指揮監督
東信運転免許センター	首席試験官	警部又は職員	自動車等の運転免許試験の実施及び部下職員の指揮監督
中南信運転免許センター	主任試験官	警部補又は職員	
	試験官	巡查部長又は職員	自動車等の運転免許試験の実施

別表第4の警備第二課の項を次のように改める。

災害対策室	室長	警視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
-------	----	----	------------------

別表第4の警察署の項中「第74条の2第2項」を「第74条の3第2項」に、「第74条の2第4項」を「第74条の3第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年3月19日から施行する。ただし、別表第4の課等の項及び同表の警察署の項の改正規定は公布の日から、第22条第2項の改正規定(東信運転免許センターに係る部分に限る。)、同条に2項を加える改正規定(東信運転免許センターに係る部分に